

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………一
…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………一
…（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による意見の聴取……………二
…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 保安林の指定予定（二件）……………五
…（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………六
…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…六
- 開発行為に関する工事完了……………六
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…六
- マンション再生まちづくり推進地区の指定……………六
…（住宅政策本部民間住宅部マンション課）…六

告示

●東京都告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 品川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百三十号勝島運河公園
- 三 事業施行期間 令和六年二月二十日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
なし

使用の部分

品川区東大井二丁目、東大井二丁目及び勝島一丁目各地内

●東京都告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第五・五・三十六号左近川・長島川公園
- 三 事業施行期間 令和六年二月二十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

江戸川区臨海町二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第百三十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和六年二月二十日から令和十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区高輪三丁目地内
- 四 事務所の所在地 港区高輪三丁目二十三番十七号
- 五 設立認可の年月日 令和六年二月二十日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 組合事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年三月二十日

●東京都告示第百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所にに対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 公聴会を行う日時 令和六年二月二十七日（火曜日）午後四時から

二 公聴会を行う場所 多摩市立聖ヶ丘コミュニティセンター（ひじり館）会議室二

多摩市聖ヶ丘二丁目二十一番一号

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当

（東京都立川合同庁舎二階）

立川市錦町四丁目六番三号

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 多摩市連光寺五丁目一番二ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区

等 及び建築基準法第二十二条区域

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 公園施設 増築 公園管理施設（事務所）

敷地面積 約二三九、七九二 増減なし

平方メートル

建築面積 約三九〇平方メートル 約三六二平方メートル

（合計約七五二平方メートル）

延べ面積 約三九〇平方メートル 約三六二平方メートル

（合計約七五二平方メートル）

構造及び 鉄骨造ほか 鉄筋コンクリート造一

階数 地上一階 部鉄骨造 地上一階

高さ 五・五九四メートル 六・三八三メートル

ルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければなら

ない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区加賀一

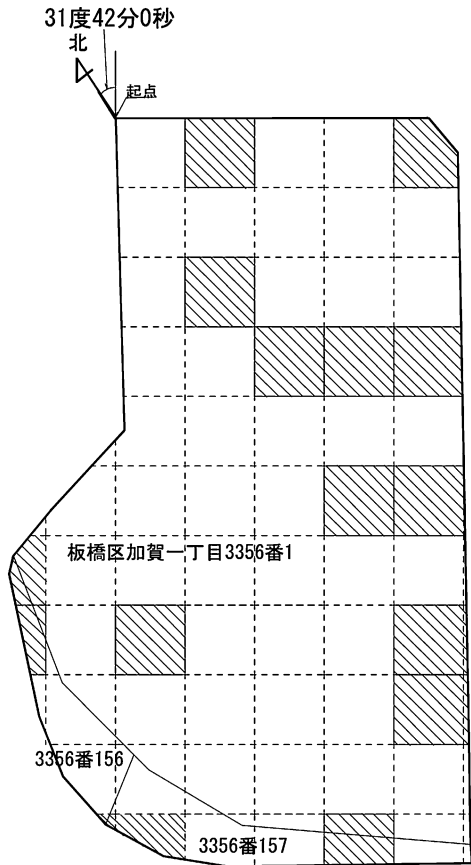
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
起点は、板橋区加賀一丁目3356番1の最北端とする。

【格子の回転角度（31度42分0秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
——	敷地境界
——	筆境界
----	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

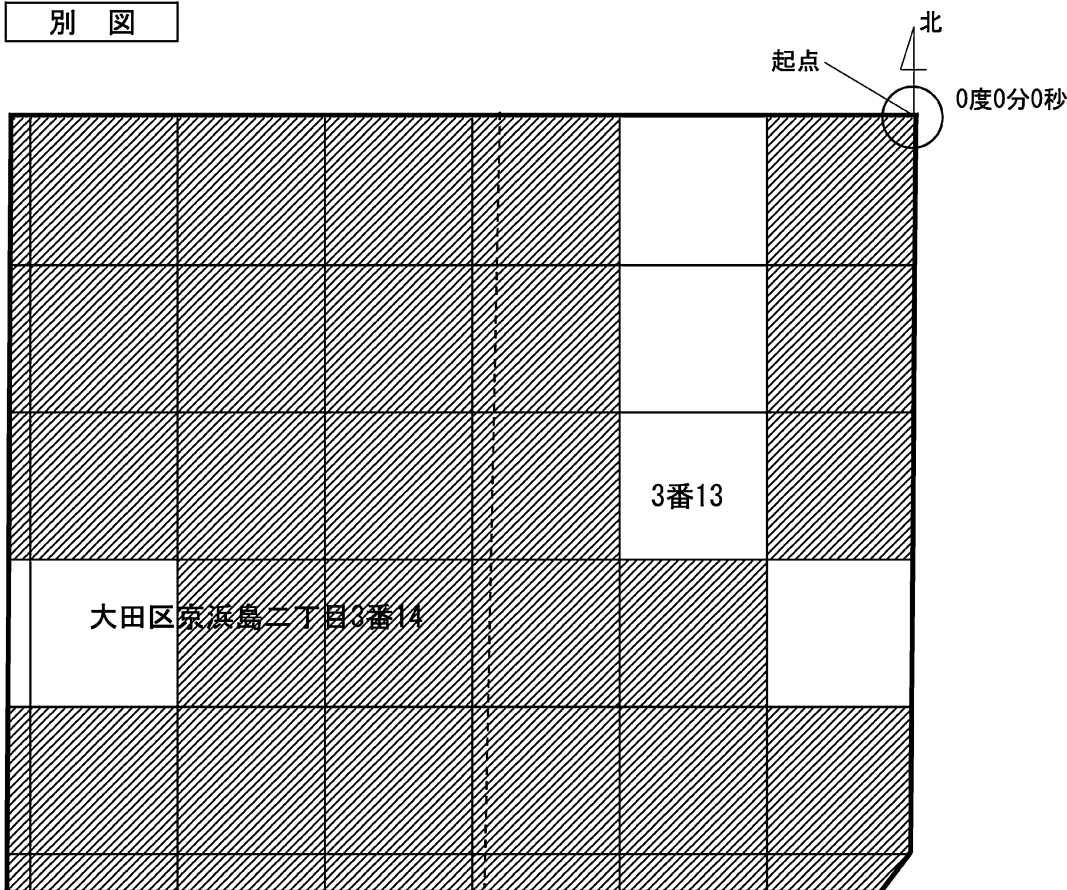
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区京浜島
二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 ふっ素及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別 図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号に
該当する区域)

【起点】

起点は、大田区京浜島二丁目3番13の
最北端かつ最東端の地点とする。

【格子の回転角度 0度0分0秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと
平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに
回転させた角度を示す。

●東京都告示第百四十号

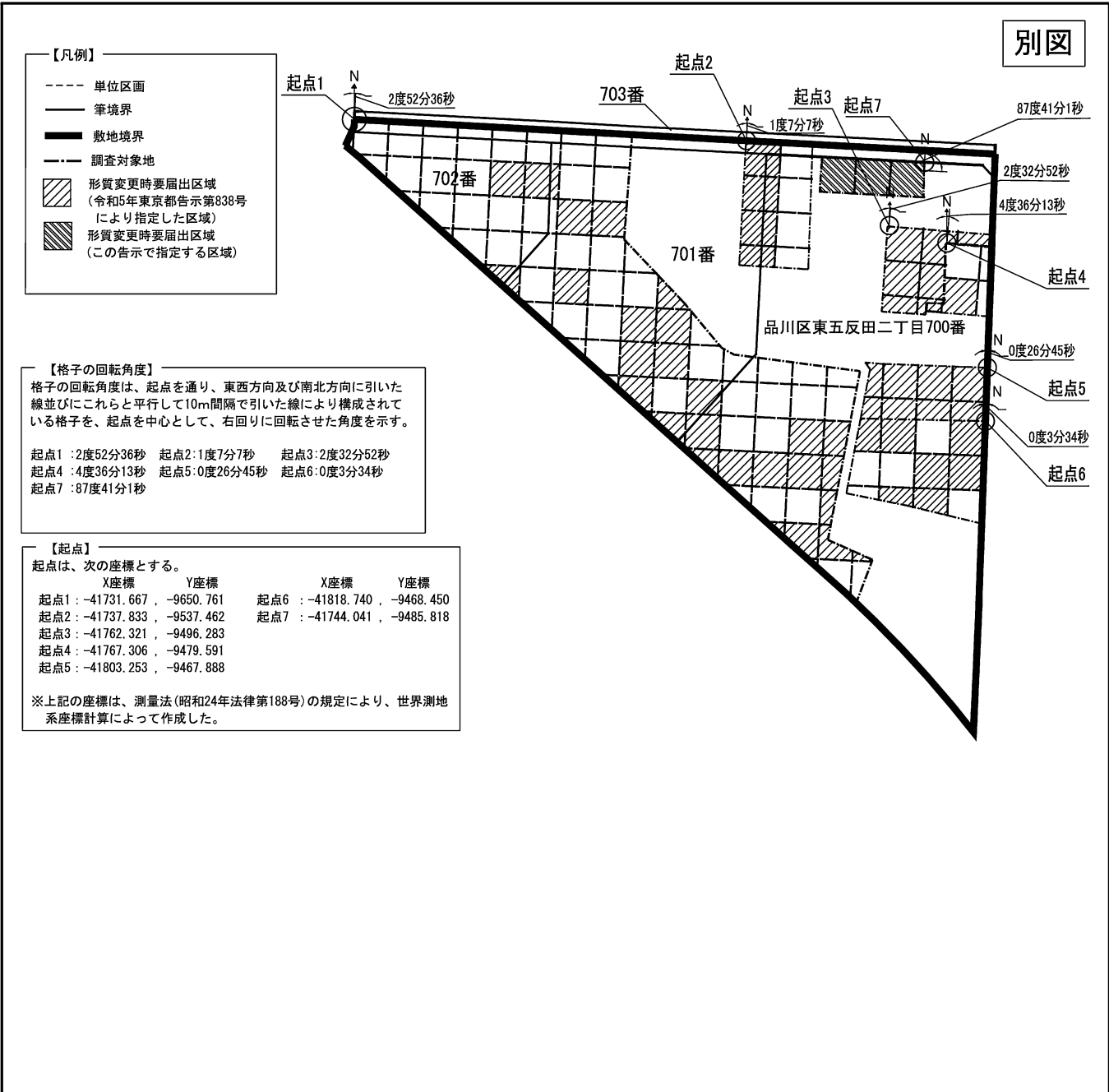
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東五反
田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 クロロエチレン及び一・二・ジクロロエ
チレン



- 東京都告示第百四十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。
- 令和六年二月二十日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 保安林予定森林の所在場所
青梅市御岳二丁目四一四番一・四一五番三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、同番一、同番二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 東京都告示第百四十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条

の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

青梅市長淵八丁目八二三番、八二六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法

施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

二 代表者の氏名

赤石 千衣子

三 主たる事務所の所在地

千代田区飯田橋一丁目八番九号 ニューシティハイツ

飯田橋四〇二

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年十二月一日

一 名称

特定非営利活動法人日本沙漠緑化実践協会

二 代表者の氏名

藤田 佳久

三 主たる事務所の所在地

千代田区外神田五丁目五番五号 沼田ビル二階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年十二月二十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市東伏見五丁目十番二、西東京市東伏見五丁目一番百八十番一、同番四、百八十八番一、百八十四番七、同番

二十及び百八十五番二の一部 株式会社けやきの杜 代表取締役 金子 金也

府中市分梅町二丁目十一番一 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

マンション再生まちづくり推進地区の指定について

東京都マンション再生まちづくり制度要綱（平成二十九年三月三十日付二十八都市住マ第三百二十二号）第三三の規定により、マンション再生まちづくり推進地区（以下「地区」という。）を指定したので、第三四の規定により次のとおり公告する。

令和六年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

(一) 多摩平一丁目九番地地区

二

日野市多摩平一丁目九番地（別図一のとおり）
約一ヘクタール

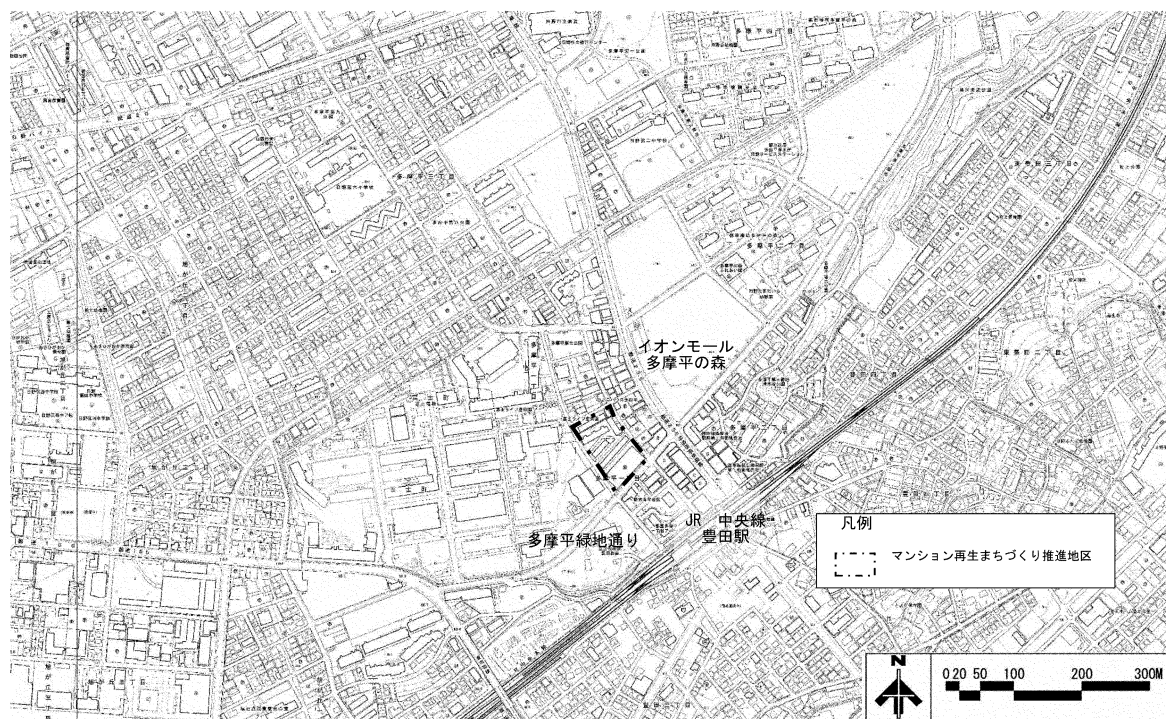
(二) 愛宕・貝取・豊ヶ丘地区

多摩市和田三丁目、東寺方三丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁目、乞田、貝取一丁目、貝取二丁目、貝取三丁目、貝取四丁目、貝取五丁目、豊ヶ丘一丁目、豊ヶ丘二丁目、豊ヶ丘三丁目、豊ヶ丘四丁目、豊ヶ丘五丁目、豊ヶ丘六丁目、南野一丁目及び南野二丁目の一部（別図二のとおり）
約三百四十六ヘクタール

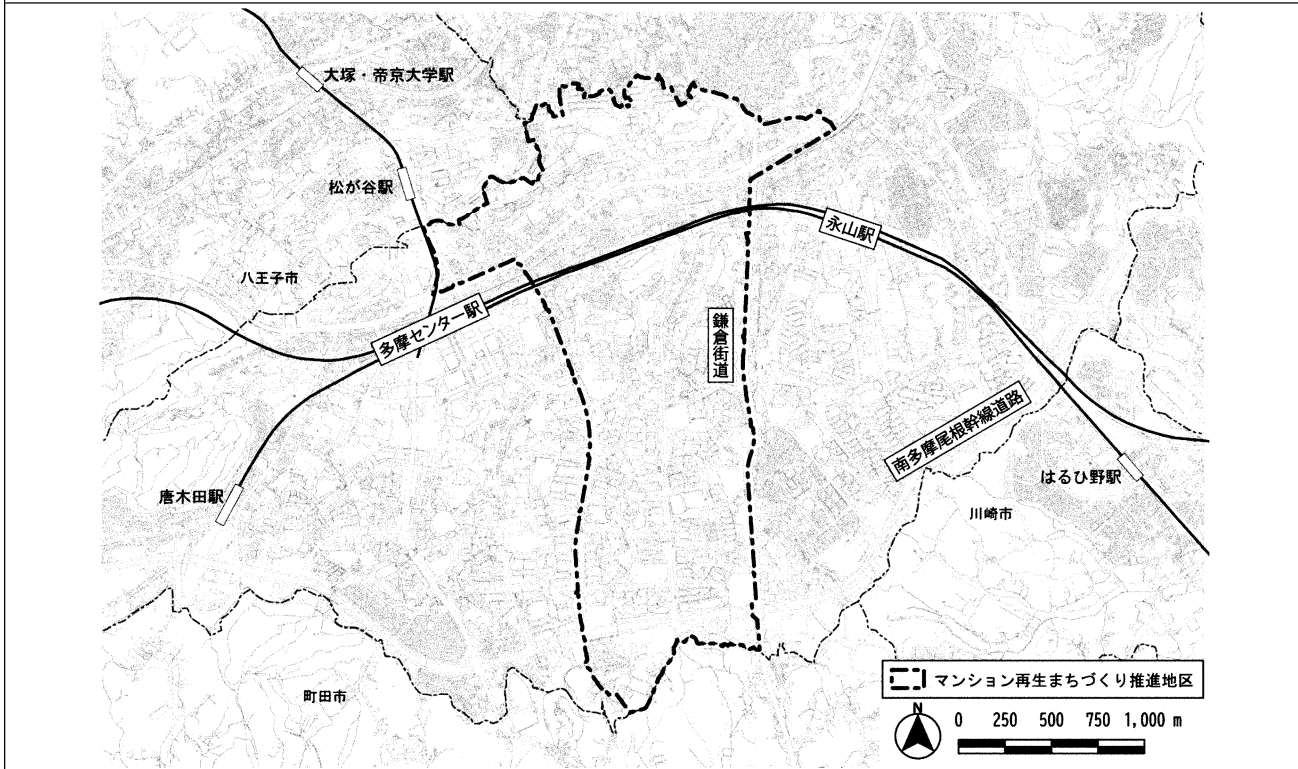
指定年月日

令和六年二月二十日

別図1 多摩平一丁目9番地地区（日野市）



別図2 愛宕・貝取・豊ヶ丘地区（多摩市）



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001